

重度心身障害者医療費助成制度の制度変更に係る 保険医療機関向け資料のご送付

本県の重度心身障害者医療費助成制度は、現在「償還払い方式」をとっているところですが、令和6年7月診療分から「自動償還払い方式」を導入することとしました。

「自動償還払い方式」の導入にあたっては、保険医療機関の皆様を受給者の受診に係る情報を鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に報告していただく等の事務をお願いすることになります。

このたび、下記のとおり国保連への報告データの作成・提出方法等についての資料を送付いたしますので、送付資料等を参照の上、自動償還払方式の導入に向けてご準備を進めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 送付資料

- (1) 重心制度変更チラシ（保険医療機関向け）
- (2) 重心制度変更チラシ（掲示用）

※ 掲示用チラシのデータについては、以下の県ホームページに掲載しています。県ホームページからダウンロードし、印刷の上、掲示等にご利用ください。

※ 「鹿児島県重度心身障害者医療費助成制度の手引き」については、県ホームページに最新版を掲載しています。以下のホームページ掲載先からご覧ください。

2 ホームページ掲載先

国保連への報告データの作成・提出方法等については、以下の国保連及び県ホームページをご参照ください。

(1) 国保連ホームページ

【保険医療機関・薬局の皆様はこちら】

国保連ホームページ > 保険医療機関・薬局の皆様へ >
重度心身障害者医療費助成事業関係

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ir30000#juudosinsin>

【療養費施術機関の皆様はこちら】

国保連ホームページ > 療養費施術機関の皆様へ >
重度心身障害者医療費助成事業関係

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ju40000#juudosinsin>

(2) 県ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害福祉全般 >
重度心身障害者医療費助成制度の制度変更（自動償還払い）について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/jushin-seidokaisei/jushinhenkou.html>

3 問合せ先

(1) 国保連への報告データの作成・提出方法等について

鹿児島県国民健康保険団体連合会 審査管理課療養費係
[TEL：099-206-1086](tel:099-206-1086)

(2) その他制度全般の内容について

鹿児島県保健福祉部障害福祉課
[TEL：099-286-2744](tel:099-286-2744)

(3) 受給者証の発行など制度の具体的な内容について

各市町村重度心身障害者医療費助成制度担当課にお問い合わせください。

令和6年7月診療分から 重度心身障害者医療費助成制度が 自動償還払い方式に移行します！

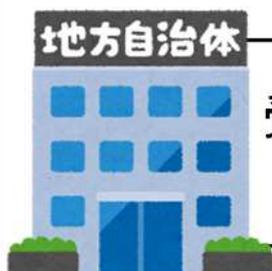
重度心身障害者医療費助成制度とは

重度の障害がある方の医療費の自己負担額(病院等窓口の支払額)を県と市町村で助成する制度です。

令和6年6月受診分まで
(償還払い)

令和6年7月受診分から
(自動償還払い)

病院・薬局などを受診し、自己負担額を支払



受給者が市町村
の窓口申請

1 保険医療機関等
が国保連へ自己負
担額データを報告

2 国保連が自己負担額
集計データを市町村に
報告

市町村から個人口座に振り込み

対象者

※ 一定の所得以下の方が対象です。

- ・身体障害者手帳 1, 2級所持者
- ・療育手帳 A1, A2, A(知能指数35以下)
- ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1(知能指数50以下)
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者通院医療費(R6.7より追加)

留意事項

- 自動償還払い方式への移行であり、[現物給付\(窓口無料化\)ではありません。](#)
- 病院・薬局等は[鹿児島県国民健康保険団体連合会へ自己負担額支払データの報告が必要です](#)(報告事務に対する事務手数料をお支払いします。)
- 原則、CD-R等の電磁的記憶媒体での提出に御協力ください。

自己負担額支払データの作成方法等

○自己負担額支払データの作成方法等は、鹿児島県国民健康保険団体連合会のホームページに掲載しています。

【国保連合会HP】

・保険医療機関・薬局の皆様

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ir30000#juudosinsin>

・療養費施術機関の皆様

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ju40000#juudosinsin>

[具体的な作成・提出方法等は、以下の鹿児島県国民健康保険団体連合会にお問い合わせください。](#)

お問い合わせ先

○自己負担額支払データの作成方法について

鹿児島県国民健康保険団体連合会 審査管理課療養費係

[TEL:099-206-1086](tel:099-206-1086)

○その他制度全般の内容について

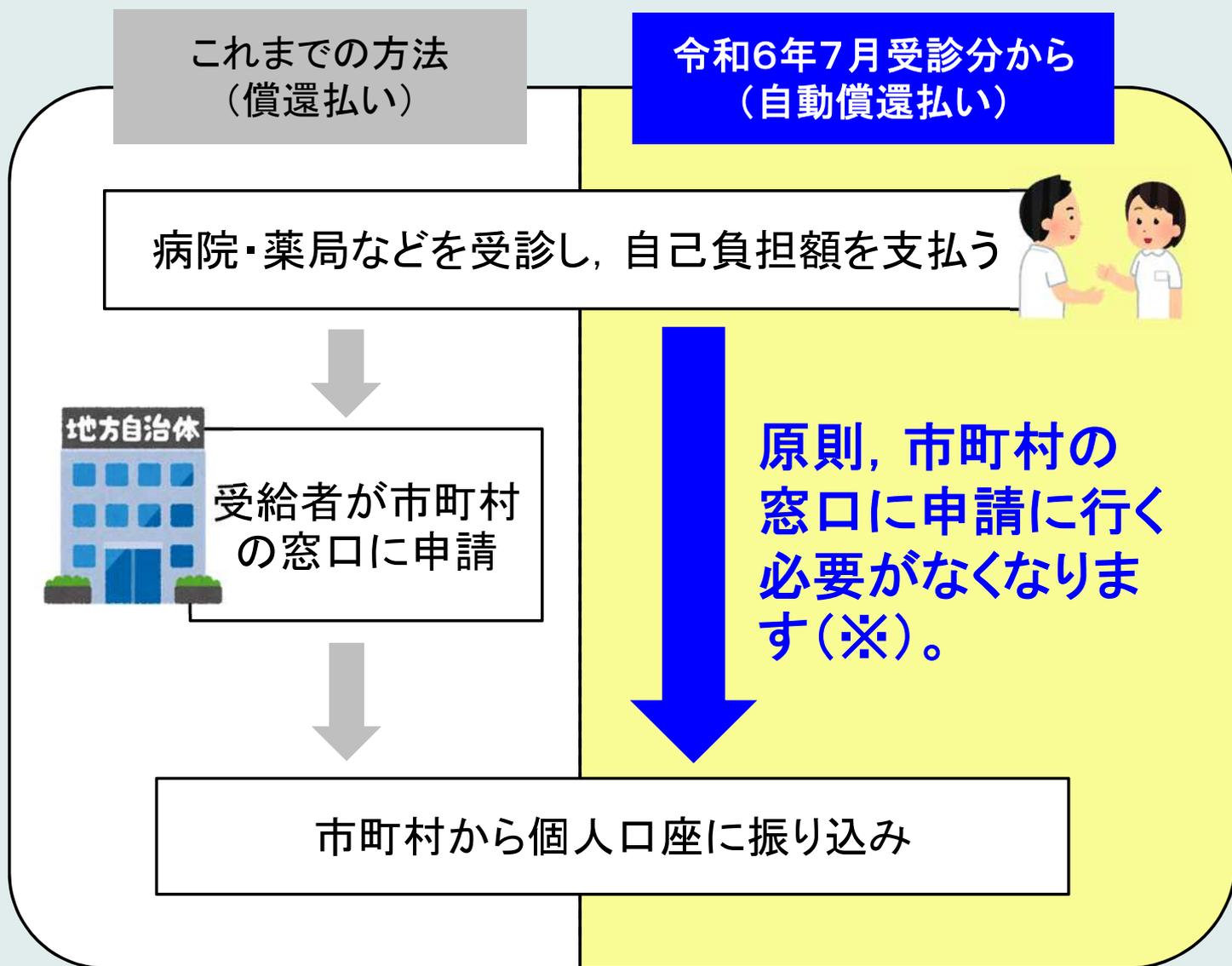
鹿児島県保健福祉部障害福祉課

[TEL:099-286-2744](tel:099-286-2744)

○受給者証の発行など制度の具体的な内容について

各市町村の重度心身障害者医療費助成制度担当課にお問い合わせください。

令和6年7月診療分から 重度心身障害者医療費助成制度が 自動償還払い方式に移行します！



自動償還払い方式により助成を受けるには？

お住まいの市町村から交付される受給資格者証を病院・薬局などの窓口で提示する必要があります。
詳しくはお住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

(※) 県外の医療機関を受診した場合や一部自動償還払いの対象にならない医療を受診した場合等、市町村窓口への申請が必要な場合もあります。

